

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和4年12月2日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和4年12月2日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 加藤 光雄
2 番 浅井 弘幸
3 番 黒宮 俊明
4 番 榎田 法行
5 番 平野 洋二
6 番 黒宮 喜代子
8 番 白木 斉
9 番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

7 番 岡村 なつ枝

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲
伊藤 博幸
花井 文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は岡村なつ枝農業委員、伊藤久志推進委員、加藤哲也推進委員の3名です。

よって出席委員は、農業委員8名、推進委員3名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、白木斉委員、加藤光雄委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請は■■■■ m²、■■■■ m²で申請件数が2件です。

本件の内容ですが、事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■の■■■■筆、地籍は■■■■ m²、譲渡人は、■■■■、

譲受人は [] で贈与による所有権移転です。2番の所有権移転については、 [] の [] 筆 地目は []、地籍は [] m²、譲渡人は、 [] の []、譲受人は [] で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和4年12月2日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が [] m²、2ページの2番は [] m²です。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、1番が田で [] が [] m²、畑で [] が [] m²です。2番は田で [] が [] m²、畑で [] が [] m²です。

機械の所有状況は、1番は []、3ページの2番は [] です。

農作業に従事する者としては、1番は [] 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は [] の [] 名で農作業経験もあり、申請地までの距離は約 [] kmで移動時間は車で約 [] 分以内です。2番は、[] 年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は [] の [] 名で農作業経験もあり、申請地までの距離は約 [] kmで移動時間は車で約 [] 分です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないことになります。

資料4ページの1番は農作業に従事する者の氏名は： []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日、 []、主たる職業： []、権利取得者との関係は []、農作業への年間従事日数は [] 日

す。2番は、農作業に従事する者の氏名は：[REDACTED]、主たる職業：[REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数：[REDACTED]日、[REDACTED]、主たる職業：[REDACTED]、権利取得者との関係は[REDACTED]、農作業への年間従事日数：[REDACTED]日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、1番は [REDACTED] m²、5ページの2番は [REDACTED] m²です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の6ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

1番2番ともに「集団への影響は無く、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の7ページの地域との役割分担につきましては、1番2番ともに「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番及び2番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農用地利用集積計画について」説明をさせていただきます。利用権の設定に係るもの貸付人1戸、借受人1戸の、筆数が [REDACTED] 筆で、面積は [REDACTED] m²です。

6ページの農用地利用集積計画の1番について説明します。利用権の設定を受けるものは [REDACTED]、利用権の設定を行う者は [REDACTED]、地目は [REDACTED]、面積は [REDACTED] m²の [REDACTED] 筆、作物は [REDACTED]、利用権の存続期間は [REDACTED] 年間で新規の賃借権です。

7ページの利用権設定各筆表から、借賃の支払方法は [REDACTED] です。各筆の詳細については7ページのご確認をお願いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

〔 休会 午後 7 時 10 分 〕
(申請書回覧)

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7 時 16 分 〕

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲委員 ■■■■■ 贈与であり問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「白木斉委員」のご意見をお願いします。

白木斉委員 同じ意見で問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「平松和憲委員」のご意見をお願いします。

平松和憲委員 ■■■■■ の購入であり問題ないと判断しました。

議 長 次に農業委員の「加藤光雄委員」のご意見をお願いします。

加藤光雄委員 農地として使われるとのことで問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
続きまして「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手(全員・多数)により、「2番」は、原案どおり可決決定致します。
次に、「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手(全員・多数)により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時18分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は
正確であることを証するためにここに署名する。

令和5年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員